

令和 8 年度建設工事に係る業者選定基準等の公表について

大村市発注の建設工事において、指名業者の選定の客観性・公平性を確保するとともに、入札手続きの透明性を図るため、下記のとおり公表いたします。

記

1 格付認定基準

- (1) 格付は、市内業者または準市内業者として認定を受けた者を対象に行う。
- (2) 格付の対象工種は土木一式・建築一式・電気・管・舗装・造園・水道施設工事の 7 工種とし、経営事項審査結果通知書の総合評定値に主観的事項を加えた総合数値により各工種ごとに行う。

なお、主観的事項の評点は、次のとおりとする。

ア 特定建設業者に 10 点を加える。

イ ISO9000S の認証取得業者に、認証を受けた工種に 20 点を加える。

ウ a 及び b の合計点数を加える。

a) 建設業労働災害防止協会長崎県支部加入業者に 10 点を加える。

b) 格付の対象となる年度の前年度において、同支部大村分会が実施する安全衛生活動に参加した業者に 5 点を加える。

エ 指名停止を受けた者は、内容に応じ 100 点を限度として減じる。

オ 格付の対象となる年度の前年度において大村市優良建設工事表彰を受けた業者は、その工種に 20 点を加える。

カ 社会貢献活動（市内業者について行う。）

①消防団活動

a 及び b の合計点数を加える。ただし、加点の上限は 30 点とする。

a) 大村市消防団活動協力事業所表示証の交付を受けている者に 10 点を加える。

b) 格付の対象となる年度の前年度の 10 月 31 日時点において勤務している職員が、大村市消防団に 1 年以上所属している業者に 1 人当たり 5 点を加える。

②障害者雇用活動

建設業者が「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する事業主（以下「法定事業主」という。）で、同法第 43 条第 2 項に規定する障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）を審査対象特定日の属する年の 6 月 1 日から起算して直前 1 年間以上継続して雇用しているか、又は法定事業主以外の建設業者で、障害者を審査対象特定日から起算して直前 1 年間以上継続して雇用している場合に 10 点を加える。

③協力雇用主活動

a 及び b の合計点数を加える。ただし、加点の上限は 10 点とする。

a) 協力雇用主として法務局長崎保護観察所又は特定非営利活動法人長崎県就労支援事業者機構に登録されている業者に 5 点を加える。

b) 格付の対象となる年度の前年度において、保護観察又は更生緊急保護の対象者を 3 ヶ月以上雇用している業者に 5 点を加える。

④災害時支援活動協定

大村市と「災害時における支援活動に関する協定書」を締結し、大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときに一定の役割を担う業者に 20 点を加える。